

随意契約の理由書一覧 令和7年7月分

契約日	件 名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工 期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
7月23日	大田区休養村とうぶ開放型スプリ ンクラー制御盤更新工事	42,735,000	鹿島建物総合管理株式 会社	令和8年3月13日	2号
7月22日	東蒲小学校プールろ過機改修工 事	12,870,000	株式会社三進ろ過工業	令和8年2月20日	2号
6月3日	大田区立入新井第一小学校及び 仮称大田区大森北四丁目複合施 設改築その他電気設備工事(Ⅱ 期)	97,900,000	株式会社NAGAOKA	令和8年7月31日	6号
7月24日	大田区営アロマ地下駐車場電気 室蓄電設備消耗部品交換工事	10,780,000	大星ビル管理株式会社	令和8年3月10日	2号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき